京空連段位部会 R3-2-03 号
令和３年１１月３日

郡市空手道連盟理事長様
学連京都支部長様
高体連空手道専門部委員長様

京都府空手道連盟
段位部会 部長　松本 昭

# （公財）全日本空手道連盟公認少年段位から一般段位への移行申請について

標記について、下記のとおり移行手続き行いますので、所属会員に通知いただきますようお願い申し上げます。

１．移行申請資格
①公益財団法人全日本空手道連盟公認少年初段位・少年弐段位を有する者
②令和３年１２月５日において満１５歳以上、かつ義務教育を修了した者
③郡市連盟又は競技団体に所属し（公財）全日本空手道連盟会員登録者

２．申込方法
①移行申請料の納付
金額　：　初段位　１１，５００円　/　弐段位　１２，５００円

振込先　；　京都銀行(0158)　瀬田支店(501)　普通　No.３２０６８０９
口座名義　；　京都府空手道連盟 技術委員会 段位部会 会計 原典浩
(ｷｮｳﾄﾌｶﾗﾃﾄﾞｳﾚﾝﾒｲ ｷﾞｼﾞｭﾂｲｲﾝｶｲ ﾀﾞﾝｲﾌﾞｶｲ ｶｲｹｲ ﾊﾗﾉﾘﾋﾛ)

②提出書類
１）公認段位移行申請書
「申請団体」欄には、郡市連盟名又は競技団体名及び団体長氏名を記入し、押印がなされていること
「道場名：証書送付先」欄には、郡市連盟又は競技団体に所属する団体(道場名等)及び責任者の住所・氏名を記入し、押印がなされていること
２）移行申請を行う段位の公認少年段位証書の写し。（A4 縮小コピー）
３）振込明細書等のコピー。
４）全空連会員登録証写し。
③**期日は　１１月２１日（日）必着の事。以後一切受け付けません**

３．注意事項
①弐段位を移行申請する場合、弐段位の証書のみ発行されます。初段位の証書は発行されません。
②少年初段位からは一般初段位への移行のみ可能。一般弐段位への移行・受審は出来ません。
③少年弐段位を有していて一般初段位へ移行した場合、弐段位は段位規定に従って審査を受審しなければなりません。

４．申し込み先
京都府空手道連盟　技術委員会 段位部会 事務長　原 典浩
※各郡市連盟又は競技団体で取りまとめ確認の上で送付願います。